

# 広報かみのかわ掲載基準

## (趣旨)

第1条 この基準は、上三川町（以下「町」）が発行する広報紙「広報かみのかわ」（以下「広報紙」）に掲載するイベント、講座、募集等（以下「イベント等」）の案内の取り扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

## (掲載基準)

第2条 広報紙に掲載することができるイベント等は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 町又は町教育委員会が主催・共催・後援・推薦しているもの
- (2) 町以外の官公庁からの要請
- (3) 公共的団体又は公共的施設が主催・共催・後援・推薦している事業で、営利を目的としないもの
- (4) 特に町民の便益に供すると判断できるもの
- (5) 公益性が高く、企画課長が適当であると認めるもの

## (掲載対象外)

第3条 次の各号のいずれかに該当するものは、掲載しないものとする。

- (1) 町の品位、公共性または公益性を損なう恐れがあるもの
- (2) 営利を目的としたもの
- (3) 政治的活動・宗教的活動を目的としたもの
- (4) 公序良俗に反するもの
- (5) 個人の宣伝を目的としたもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、掲載が不相当と思われるもの

## (掲載優先順位)

第4条 広報紙の紙面の状況により、次のとおり優先順位を定める。

- (1) 町が主催・共催・後援・推薦する催し
- (2) 町以外の官公庁および公共的団体が町内で主催する催し
- (3) 団体や個人から依頼された営利を目的としない町内で主催する催し

## (掲載の申込み)

第5条 掲載依頼者は、掲載を希望する月号の前々月の20日までに、企画課に原稿を提出しなければならない。

(掲載の可否)

第6条 掲載の可否については通知しない。ただし、校正の必要がある場合は除く。

(了解事項)

第7条 掲載希望者は、次のことを了解するものとする。

- (1) 掲載記事を町ホームページにも掲載すること
- (2) 会員名簿や活動状況についての書類の提出を求めた場合、それらに応じられること
- (3) 掲載の可否及び掲載希望月の変更については、企画課に一任すること
- (4) 掲載記事に関する一切の責任は、掲載依頼者が負うこと

附則

この基準は、令和7年7月24日から施行する。